

平成30年度

第1回水戸市酒門市民センター運営審議会

日時 平成30年7月10日(火)
午前10時から

場所 水戸市酒門市民センター 学習室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 正副会長選出

4 あいさつ

5 議 題

(1) 平成29年度市民センター利用状況について

(2) 平成30年度運営方針及び重点目標について

(3) 平成30年度事業計画について

(4) その他

6 閉 会

水戸市酒門市民センター運営審議会委員名簿

任 期：平成30年4月1日～平成32年3月31日

(順不同・敬称略)

	氏 ^リ が名	役 職	備 考
1	ありかわ ひでお 有川 秀男	ふるさと酒門をつくる会 会長	
2	よしとみ とみこ 吉富 富子	社会福祉協議会酒門支部 副支部長	
3	みなかわ りょうこ 皆川 良子	酒門小学校施設夜間開放 運営委員会委員長	
4	おおば まさよし 大場 政義	酒門いきいきスポーツク ラブ運営委員	
5	やなか ゆりこ 谷中 百合子	酒門地区女性防火クラブ 会長	
6	なかの けんじ 仲野 健治	酒門小学校校長	

(1) 平成29年度 市民センター利用状況

(1)月別利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホ一ル	736	894	911	1,100	745	832	536	672	640	712	998	725	9,501
和室	195	178	180	187	119	162	134	166	195	167	195	193	2,071
学習室	182	233	222	330	128	225	179	214	189	166	188	228	2,484
調理室	0	16	30	46	0	34	13	55	29	23	40	16	302
計	1,113	1,321	1,343	1,663	992	1,253	862	1,107	1,053	1,068	1,421	1,162	14,358
28年度	1,175	1,361	1,297	1,325	847	1,702	1,195	1,123	1,116	1,243	1,480	1,135	14,999

(2)月別利用件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホ一ル	47	44	53	50	44	50	37	46	43	43	43	44	544
和室	17	19	18	18	11	18	16	18	19	19	20	20	213
学習室	22	28	26	24	15	24	20	25	23	20	22	27	276
調理室	0	1	2	3	0	2	1	3	3	2	3	2	22
計	86	92	99	95	70	94	74	92	88	84	88	93	1,055
28年度	90	97	104	106	66	99	93	93	95	92	97	92	1,124

(3)月別図書貸出

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
冊数	10	3	15	5	14	1	3	2	4	6	9	25	97
人数	5	3	10	2	5	1	3	2	3	5	7	9	55
28年度冊数	23	11	7	10	8	2	1	8	4	6	8	6	94
28年度人数	9	5	3	5	4	2	1	5	3	5	8	5	55

(4)利用状況

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	1,168	1,287	1,129	1,260	1,125	1,082	797	1,032	1,049	1,100	1,137	1,124	1,055
人数	24,409	27,474	30,961	19,721	25,842	20,508	16,421	16,067	14,057	15,233	15,513	14,999	14,358

(2) 平成30年度 酒門市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

酒門市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

第1 地域コミュニティ活動の支援

1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするための指針となる酒門地区コミュニティ・プランに基づく自主的な活動を推進し、地域力の一層の進展に努める。

2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、町内会・自治会のみ課題ではなく、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、ふるさと酒門をつくる会や、地区会を構成する各種団体、さらには民間の不動産事業者等とも連携し、積極的な加入促進に努める。

(2) 地域リーダーづくりの推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会への積極的な参加を通し、地域を支えるリーダーづくりの推進を図る。特に、多様な住民が地域で活躍できる土台をつくるため、若い世代や女性の参加促進に努める。

(3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みと、地区で発行しているコミュニティペーパー「酒門」等の活用を図るとともに、新たな情報媒体の活用を検討するなど、さらなる情報発信の強化に努める。

3 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものである。そのため、ふるさと酒門をつくる会、消防団、防犯連絡員協議会など、地域における防災組

織との連携を図りながら、平常時より、地域での防災訓練の支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、安全安心なまちづくりを推進する。

第2 生涯学習活動の推進

1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

(1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(2) 各種定期講座の開催

同じものを学ぶ仲間とのコミュニケーションを通して、ゆとりと潤いのある楽しい生活を送ることができるよう、各種定期講座を開催することにより学習機会の提供に努める。

ア 酒門学級（高齢者学級）の開催

地域内の高齢者クラブと連携し、新しい知識の習得を中心とした講演会等を開催し、学習活動を通じて高齢者の社会参加と仲間づくり、さらには健康増進に努める。

イ 酒門女性学級の開催

地域内の女性を対象に、健康増進や新たな知識を身につけ、充実した社会生活を送る機会と場を提供するとともに、女性の社会参加の促進にも努める。

ウ 酒門ふれあい学級、家庭教育強化事業の開催

酒門幼稚園と連携し、幼児を持つ保護者を対象に子育てに関するより良い知識や情報を習得するための講座を開催し、幼児教育の支援に努める。

また、保護者同士の交流による情報交換が難しく、家庭教育について学ぶ機会が少ない未就学児の保護者などを対象とした家庭教育強化事業を開催する。

エ 世代間交流事業の開催

少子化・核家族化の進む中で、世代間のふれあいを目的に「市民運動会」や「ふれあい酒門まつり」等を開催し、世代間交流の促進に努める。

オ 子ども向け講座の開催

子どもたちの健全育成に資するため、夏休みを利用してのこども教室を開催し、さまざまな交流やふれあいの場を提供する。

カ 家庭教育講演会の開催

近年の教育環境の変化に対応するため家庭教育講演会を開催し、幼稚園・小学校の保護者

を対象にPTAなどと連携を密にして、子育ての大切さを考えていただき、家庭教育の充実に努める。

キ 作品展示発表会の開催

地域内各種関係団体との協働により開催する「ふるさと酒門まつり」において、各種定期講座受講生による展示・発表会を実施し、地域コミュニティ活動がさらに発展するよう支援する。

2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに、地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(1) 学習活動の成果を発表する場の創出

「ふれあい酒門まつり」を通して各種講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士の交流を拡大させる。

(2) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果を地域コミュニティ活動に繋げるため、講習会や研修に参加を促し、人材の育成と活用に努める。

3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

酒門市民センターにおいては、ふるさと酒門をつくる会や酒門小学校、青少年育成会等の関係機関と協働し、地域連携のさらなる醸成を目指す。

(1) 次代を担う子供たちを育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など豊かな人間形成に寄与する。

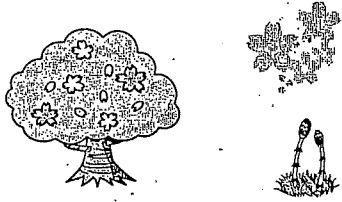
(2) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力学級等を充実させ、子どもたちの成長を温かく見守りながら、社会全体で支える仕組みづくりに努める。

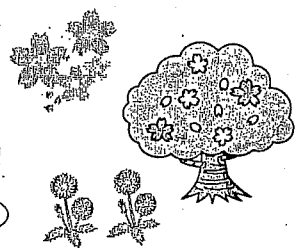
特に、本年度から地域住民の見守りボランティアが実施主体となって、未就学児とその保護者を対象とした「子育て広場」を開設する。

(3) 平成30年度 事業計画について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定期講座の開催	募集		* 5月から3月まで、各クラブとも20回程度開催予定										
一般教養講座の開催	<成人教育関係> 定期講座(23) 骨盤体操・氣功太極拳・フラダンス・陶芸紙友・茶道・ヨガ・書道・フォークダンス・ピラティス・リフレッシュ3B体操・生花つむぎ・お菓子づくり・ゴルフ・酒門卓球・囲碁・絵でがみ・さかどカラオケ・フラワーアレンジメント・ペン習字・レザークラフト・ミニティーカラオケ・土曜カラオケ・酒門ウォーキング			講座 講和「腸と免疫」		講座 介護予防事業の紹介	移動学習 土浦市(柴沼醤油・市立博物館)		講座 味噌作り教室				
	<高齢者教育関係> 酒門学級			講座 ハーバリウムづくり				移動学習 古河市(篆刻美術館ほか)	講座 クリスマス料理教室	講座 足と靴のお話			
	<家庭教育関係> 酒門ふれあい学級		講座 親子ふれあい体操				講座 おなか元気教室			講座 工作(未定)			
	家庭教育強化事業				親子のふれあい体験教室(未定)						家庭教育講演会(未定)		ふれあい酒門まつり
	<世代交流関係> 市民運動会 ふれあい酒門まつり <子どもの居場所づくり> 絵画教室							市民運動会					
<展示・発表関係> ふれあい酒門まつり													ふれあい酒門まつり
市民センター運営審議会				第1回開催							第2回開催		
地区益等関連行事	春季ソフトボール大会	定期総会 花苗「ベコニア」配布	第1回グラウンド・ゴルフ大会 ビーチボール大会 花苗「サルビア・マリーゴールド・アグラタム」配布 花壇コンクール審査	「コミュニケーション」発行 お父さんソフトボール大会 社会福祉関係者視察研修会	防犯交際講習会・夏休み防犯パトロール	ゴルフ大会 献花会 秋季ソフトボール大会 学区対抗お父さんソフトボール大会 東部ブロック親善球技大会	市民運動会 市民歩く会 町内会長一日研修	第2回グラウンド・ゴルフ大会 ビーチボール大会 防犯訓練	石川清掃 年末防犯パトロール	水戸郷土かるた酒門大会	福祉講演会 花苗「ハンジ」配布 市民の集い	ふれあい酒門まつり 第3回グラウンド・ゴルフ大会	



平成30年度 水戸市酒門市民センター 定期講座受講生募集



《教室》 開催期間 平成30年5月～31年3月（8月は休講）

つどろ まなぶ むすぶ

教室名	開催日	時間	募集人数	会費(円)	講師名 (敬称略)	内 容	場所	開講日	募集期間
骨盤体操教室	第1・3火曜	13:30～15:00	3	年 5,000	根本 貴世子	骨盤の歪みを直し、イメージを鍛え健康的な体を作ります。	ホール	5月1日	年度当初

《クラブ》

クラブ名	開催日	時間	募集人数	会費(円)	講師名 (敬称略)	内 容	場所	開講日	募集期間
気功太極拳	第1・2・4月曜	10:00～12:00	5	年 10,000	鯉 沼 純 子	揚名時氣功太極拳二十四式・八段錦等からだに良い運動をします	ホール	5月7日	年度当初
フラダンス	第1・3月曜	14:00～16:00	10	年 10,000	篠 田 純 子	ハワイアン曲に合わせて楽しくフラダンスの練習をします	ホール	5月7日	随 時
陶芸釉友	第1・3月曜	13:00～16:00	2	無料	自主活動	陶芸作品を作ります	学習室	5月7日	随 時
茶道(表千家)	第1・3火曜	9:30～12:00	5	月 2,000	檜 山 洋 子	日常をはなれ、お菓子と抹茶を楽しみながら、茶道の基礎を学びます(お菓子・抹茶代を含む)	和室	5月1日	随 時
ヨガ	第2・4火曜	10:00～11:30	2	年 10,000	佐久間 恵 子	呼吸法により心身をリラックスさせ、ヨガを習得します	和室	5月8日	年度当初
書道	第2・4火曜	18:30～20:30 冬期18:00～	3	年 10,000	揚 厚 志	楷書・行書・隷書及びかな文字の練習をして作品を作ります	和室	5月8日	随 時
フォークダンス	第1・3水曜	10:00～12:00	5	年 10,000	海老沢 あや子	フォークダンスを楽しく練習しましょう	ホール	5月2日	随 時
ピラティス	第2・4水曜	13:00～14:00	2	年 10,000	岡 田 典 子	新陳代謝を高め無理なく引き締まった美しく健康的なボディータンを作ります	和室	5月9日	年度当初
リフレッシュ3B体操	第2・4水曜	13:30～15:30	5	年 10,000	井 上 倫 子	3種類のカラフルな手具を使って、ストレッチや音楽に合わせて運動する健康体操で幅広い年齢層の方が楽しめます	ホール	5月9日	随 時
生花つわぶき	第2・4水曜	10:00～12:00	5	年 10,000	木 村 紀代子	お花を心で生け、人との出会いで仲間の輪を広げましょう	学習室	5月9日	随 時
お菓子づくり	第3水曜	9:30～13:00	2	年 5,000	塚 原 秩 子	クッキー・ケーキなどの菓子作りをします	調理室	5月16日	年度当初
コールすみれ	第1・2・3・4木曜	10:00～12:00	多数	月 3,000	益 子 州出男	コーラスを楽しく練習しましょう	ホール	5月10日	随 時
酒門卓球	第1・2・3・4木曜	14:00～16:30	2	年 6,000	深 谷 久 子	卓球を楽しく練習しましょう	ホール	5月10日	年度当初
囲碁	第2・4木曜	13:00～16:30	2	無料	自主活動	囲碁の対局を楽しく学びましょう	和室	5月10日	随 時
絵てがみ	第1・3金曜	13:30～15:30	3	年 10,000	鯨 和 子	はがきに身近な題材で絵を描き優しい言葉を添え相手に心を伝えます	学習室	5月18日	随 時
さかどカラオケ	第1・3金曜	13:30～15:30	5	年 10,000	上 杉 京 子	課題曲の譜面をもとに2か月に1曲をマスターします	ホール	5月18日	随 時
フラワーアレンジメント&ガーデニング	第2・4金曜	13:30～15:30	5	年 10,000	鈴 木 花岡美	初心者には基礎から指導、四季折々の花を使ってやすらぎの空間の演出を楽しみます	ホール	5月11日	随 時
ペン習字	第1・3土曜	10:00～12:00	2	年 7,200	自主活動	ボールペンや筆ペンなどで美しい文字が書けるように練習し作品を作ります	学習室	5月19日	随 時
レザークラフト	第2土曜	10:00～15:30	3	年 10,000	栗 原 理 子	革を使って作品をつくります	ホール	5月12日	随 時
コミュニティーカラオケ	第1・3火曜	18:30～20:30	5	月 1,000	岬 ゆう子	楽しく歌って仲間の輪を広げましょう	コミュニティーセンター・和室	5月1日	随 時
土曜カラオケ	第1・3土曜	19:00～21:00	3	月 1,000	中 川 ちさと	楽しく歌って仲間の輪を広げましょう	コミュニティーセンター・和室	5月19日	随 時
酒門ウォーキング	年6回程度		10	年 1,000	自主活動	県内県外のハイキングコースを歩いて心身をリフレッシュさせましょう			随 時

- ◇対象 原則として、酒門地区内に居住又は勤務している方
- ◇募集期間 4月4日(水)～12日(木)の9:00～17:00 ※土曜日は9:00～12:00 (土曜午後と日曜日を除く)
- ◇申込方法 水戸市酒門市民センター窓口へ直接お申込みください。※電話での受付はいたしません。
- ◇問合せ 水戸市酒門市民センター TEL247-1356 (水戸市酒門町1374-6)
- ◇その他 募集人数になり次第締め切ります。なお、定員に満たない講座は中止になる場合があります。教材費は、別途各自負担していただくことになります。



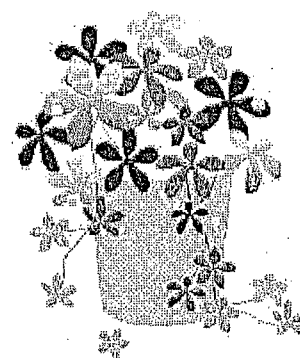
《裏面もご覧ください》



平成30年度 酒門学級計画

講座内容について

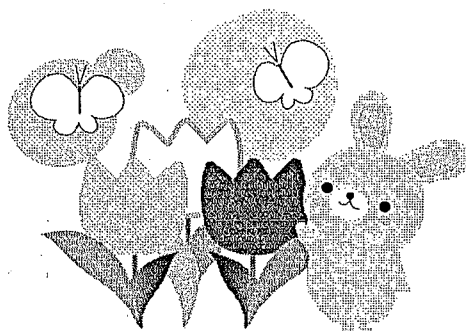
No.	期 日	講 座 内 容	場 所
1	平成30年7月27日(金) 10:00~11:30	講話「腸と免疫」	酒門市民センター ホール
2	平成30年9月21日(金) 10:00~11:30	健康長寿の秘訣 ～介護予防事業の紹介～	酒門市民センター ホール
3	平成30年10月25日(木) 9:00~16:00	移動学習	土浦市 柴沼醤油・市立博物館
4	平成30年12月14日(金) 9:30~12:00	味噌作り教室	酒門市民センター 調理室



平成30年度 酒門女性学級計画

No.	日 時	講座内容	場 所
1	平成30年7月4日(水) 13:30~15:00	ハーバリウムづくり	酒門市民センター ホール
2	平成30年11月1日(木) 9:00~16:00	移動教室	古河市方面 篆刻美術館・古河文学 館・古河歴史博物館
3	平成30年12月5日(水) 9:30~12:30	クリスマス料理教室	酒門市民センター 調理室
4	平成31年1月30日(水) 13:00~14:30	足と靴のお話	酒門市民センター ホール

講座内容・募集についてはそのつどお知らせ致します。

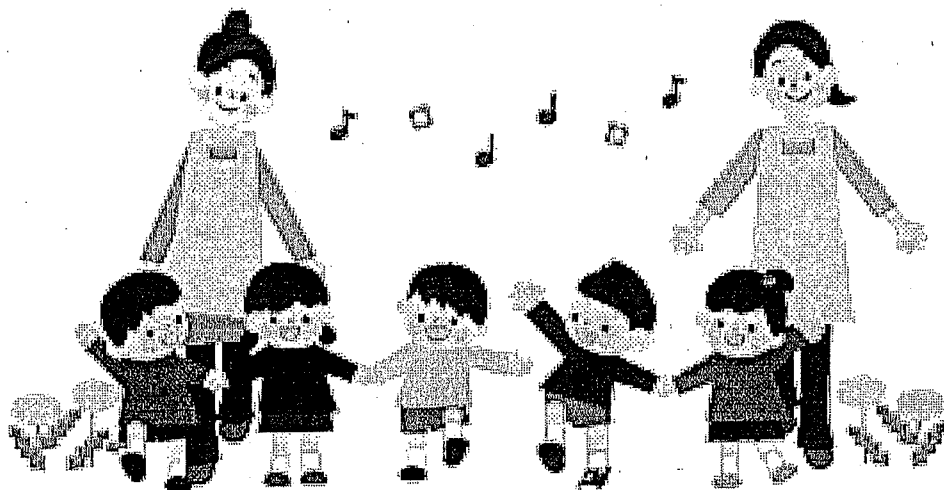


平成30年度

『酒門ふれあい学級』年間行事

講座内容（募集については、そのつどお知らせ致します。）

No.	期 日	講 座 内 容	場 所
1	平成30年6月25日（月） 9:30～11:30	親子ふれあい体操 （対象：園児・保護者）	コミュニティセンター アリーナ
2	平成30年9月12日（水） 9:30～11:30	ヤクルト おなか元気教室 （対象：保護者）	酒門市民センター ホール
3	平成30年12月19日（水） 9:30～11:30	工作 （対象：園児・保護者）	酒門幼稚園
4	平成31年2月8日（金） 9:30～11:30	いきいき出前講座 「わが家の防災（地震・風水害 等に備えて）」	酒門幼稚園



酒門市民センター

平成30年度子育て広場

お待たせしました！平成30年5月から子育て中の親子が集い、
交流できる遊び場を開設致します。ぜひお気軽にお出かけ下さい。

第1回

5/23(水)

酒門市民センター

遊びに来てね！

第2回

6/27(水)

第3回

7/25(水)

第4回

8/22(水)

第5回

9/26(水)

第6回

10/24(水)

子育て広場に

遊びに来てね！

第7回

11/28(水)

第8回

12/26(水)

第9回

1/23(水)

第10回

2/13(水)

第11回

3/27(水)

開設日時

毎月第4水曜日 10:00 ~ 12:00

※ただし、2月は第2水曜日となります。

対象

未就学児とその保護者

予約先

酒門市民センター子育て広場運営協議会

場所

酒門市民センター ホール（広い駐車場があります。）

参加費

無料

持ち物

飲み物は各自持参して下さい。

申し込み

予約は不要です。（新規利用の場合、登録が必要です。）

問合せ

酒門市民センター（酒門町 1374-6 電話 248-0024）

※新しいおもちゃを用意してお待ちしています。

○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号
平成23年3月25日条例第9号
平成23年7月12日条例第25号
平成26年6月30日条例第36号
平成27年3月24日条例第9号
平成28年6月30日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1

水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1

